

報道発表

【令和6年10月22日】

COCORONOMICHI



COCORONOMICHI
Seaside Town Onomichi

尾道市福祉保健部子育て支援課
子育て支援係（担当）大林・高橋
電話 〔直通〕(0848)38-9205
〔代表〕(0848)38-9111
〔内線〕193
FAX (0848)38-9206
E-mail k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp
〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

件名 「まちかどフードパントリー尾道」の開設について

1 背景・目的

本市では、子育て家庭から様々な相談を受ける中で、食事が十分にとれない子どもや保護者への支援が必要と考え、身近な場所で食品を手に入れることができる仕組みづくりを検討していました。

この度、尾道市社会福祉協議会が日本財団の助成を受け、「まちかどフードパントリー尾道」を開設し、本市と一体となって子育て家庭への「食」の支援と食品ロスの削減を目的に事業を実施します。

2 事業概要

「まちかどフードパントリー尾道」は、地域企業や個人からいただいた食料品等をフードパントリー会場内に陳列し、事前に登録された利用者が自由に取りに来ることができる事業です。

身近な場所で受け取りができるよう、今年度中に3か所の設置を予定しており、この度、第1号が開設することになりました。

- ・事業主体：社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会
- ・開設日：令和6年10月31日（木）
- ・開設場所：尾道市総合福祉センター内（尾道市門田町22番5号）

3 事業内容

別紙のとおり

【添付資料】 有 無

まちかど フードパントリー尾道

MACHIKADO

FOOD

Pantry

ONOMICHI

まちかどフードパントリー尾道

2024年
10月31日
開設!

「まちかどフードパントリー尾道」は、個人・地域企業等（フードパートナー）よりいただいた食料品などの物品をフードパントリー会場内に陳列し、受け取り登録された方（フードメイト）が自由に取りに来ることができる仕組みです。

【フードメイト】 （受け取り登録できる方）

- ・児童扶養手当、就学援助などを受けている子育て世帯
- ・その他、生活にお困りの方（生活保護受給世帯は除く）



【ご利用の流れ】

- ①ホームページより利用登録。
下記QRコードよりご覧ください。
（必要事項入力、児童扶養手当、就学援助認定通知書などの写しを送付いただきます）
- ②審査結果のご連絡。
- ③パントリー入口にある電子ロックのパスワードや利用に必要な情報などを送付。
（無人運営しており、周囲の目も気にせず利用できます。フードメイトの安全確保のため、パントリー入口に電子ロック、室内には防犯カメラを設置しています）
- ④専用アプリにて在庫状況などを確認し、パントリー開設時間内にご利用ください。
（開設時間などは専用アプリをご覧ください）



※利用者登録は原則1年更新となります。
毎年更新時に通知書などの写しをご提出いただきます。ご提出がない場合は利用することができなくなります。

問い合わせ先（問い合わせ時間：土・日・祝日除く 9:00～17:00）

（社福）尾道市社会福祉協議会 暮らし支援課

〒722-0017 尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内

電話 (0848) 22-2022 FAX (0848) 22-9111

E-mail: f-pantry@onomichi-shakyo.jp

詳しくはこちら



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

開設時間内なら
いつでも
利用できます！



フードメイト
※事前登録必要

ほしいものを選んで
持ち帰れます！
(※個数制限等あります)

マイバックを
お持ち下さい！

フードロス
削減に貢献！！

食料品・日用品
情報提供

まちかど
フードパントリー
尾道



個人 地域企業

フードパートナー

フードロス情報
食料品・日用品提供



尾道市
社会福祉協議会

【寄付物品について】

- ・未開封・未使用のものについて受け取りします。
- ・賞味・消費期限が2週間以上あるもの。
(ただし、野菜など賞味・消費期限が明記されていない物品は確認し、受け取りを行いますのでご相談ください)
- ・企業などから製造・販売の過程で廃棄になる物品の受け取りします。
- ・ご家庭からも使いきれない未使用食品なども受け取りします。

【受取可能な物品】

- ・米(精米していないものでも可)
- ・加工食品
(レトルト・インスタント食品、
缶詰、うどん・パスタ等の乾麺、
冷凍食品、パン、菓子、飲料、
調味料など)
- ・生鮮食品
(野菜、果物、精肉など)
- ・日用品
(洗剤、トイレットペーパー、マスク、
衛生用品など)



【受取不可な物品】

- ・賞味・消費期限が切れている、明記されていない加工食品
- ・食品ラベル表記されていないもの
- ・開封済みのもの
- ・ご家庭で作られた料理
- ・ごはん(炊飯済み)、おもち(自宅で作ったもの)
- ・使いかけの日用品
- ・衣類・食器類
- ・お酒などのアルコール飲料
- ・薬・医薬品・処方箋が必要なもの



※物品の提供は賞味期限等の条件があります。詳細はホームページなどをご覧ください。

令和6年10月22日

報道関係各位
関係者各位

(社福)尾道市社会福祉協議会
会長 加納 彰
(公印省略)

「まちかどフードパントリー尾道」開設除幕式及び内覧会のご案内

拝啓 錦秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「まちかどフードパントリー尾道」を尾道市総合福祉センター内に設置し、フードバンクやフードドライブに次ぐ、フードロス対策及び食の支援事業として新たにスタートすることになりました。

つきましては、開設除幕式及び施設をご覧いただきたく、内覧会を下記日程で開催いたします。

ご多用中とは存じますが、ご来場賜りますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

日 時 令和6年10月31日(木)
午前10時～午前11時30分

場 所 尾道市総合福祉センター 1階
社会福祉協議会 暮らし支援課事務所隣

《内覧会の内容》

- ① 開設除幕式
- ② 事業及びスタッフの紹介
- ③ 質疑応答
- ④ 施設のご案内

【問合せ先】

尾道市社会福祉協議会

暮らし支援課 高橋、村上、前原

TEL (0848) 22-2022

まちかど フードパントリー尾道





まちかどフードパントリー尾道

利用者登録

支援者登録

ホーム

私たちの活動

支援方法

新着情報

お問い合わせ



地域の絆で食品ロスをなくす取り組み、まちかどフードパントリー尾道



私たちの活動



- 食品ロス削減: 地域で余った食品を集め、困っている方に無料で提供します。
- コミュニティの強化: 食を通じて、地域住民の交流を深めます。
- 持続可能な未来のために: 食品廃棄物を減らし、エコな社会を目指します。

[くわしくはこちら](#)

ご利用の流れ



1. 利用者登録: フォームより必要事項を記入し、必要書類を送信
2. 審査結果のご連絡: 登録の可否をお知らせ
3. 電子ロックの登録及び利用説明: 利用方法と安全管理の説明を実施
4. 自由な時間にご利用: 好きなタイミングで利用可能。

[利用者登録フォームはこちら](#)



スマホひとつでLINEから在庫確認
だれもが使いやすいシステムでサービスを

リッチメニューの「在庫状況」をタッチすると
各パントリーの在庫状況を確認可能



その他にも各パントリーの位置や新規のお知らせなど
サービス利用に必要な情報はすべてLINE上で確認ができる



開設時間内なら
いつでも
利用できます！



フードメイト
※事前登録必要

ほしいものを選んで
持ち帰れます！
(※個数制限等あります)

マイバックを
お持ち下さい！

フードロス
削減に貢献！！

食料品・日用品
情報提供

まちかど
フードパントリー
尾道



フードパートナー

フードロス情報
食料品・日用品提供



尾道市
社会福祉協議会

4つのポイント

1. フードメイトとフードパートナーは登録制
2. 電子ロックとデータベースで管理
3. 専用アプリで情報発信
4. 常温、冷蔵、冷凍が受け取り可能

まちかど
フードパントリー尾道
MACHIKADO
FOOD
pantry
ONOMICHI
2024年
10月31日
開設！
まちかどフードパントリー尾道

「まちかどフードパントリー尾道」は、個人・地域企業等（フードパートナー）よりいただいた食料品などの物品をフードパントリー会場内に陳列し、受け取り登録された方（フードメイト）が自由に取りに来ることができる仕組みです。

【フードメイト】
(受け取り登録できる方)

- ・児童扶養手当、就学援助などを受けている子育て世帯
- ・その他、生活にお困りの方（生活保護受給世帯は除く）

【ご利用の流れ】

- ①ホームページより利用登録。
下記QRコードよりご覧ください。
(必要事項入力、児童扶養手当、就学援助認定通知書などの写しを送付いただきます)
- ②審査結果のご連絡。
- ③パントリー入口にある電子ロックのパスワードや利用に必要な情報などを送付。
(無人運営しており、周囲の目も気にせず利用できます。フードメイトの安全確保のため、パントリー入口に電子ロック、室内には防犯カメラを設置しています)
- ④専用アプリにて在庫状況などを確認し、パントリー開設時間内にご利用ください。
(開設時間などは専用アプリをご覧ください)

※利用者登録は原則1年更新となります。
毎年更新時に通知書などの写しをご提出いただきます。ご提出がない場合は利用することができなくなります。

問い合わせ先 (問い合わせ時間: 土・日・祝日除く 9:00 ~ 17:00)
(社福)尾道市社会福祉協議会 くらし支援課
〒722-0017 尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内
電話 (0848) 22-2022 FAX (0848) 22-9111
E-mail : f-pantry@onomichi-shakyo.jp

詳しくはこちら

